

環境配慮型融資促進利子補給事業実施要領（案）

平成27年 月 日付け環政経発第 号

第1 目的

環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境配慮型融資促進利子補給事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に掲げる事業を行うことにより、環境配慮型融資の普及を促進し環境金融の拡大を図るとともに、地球温暖化対策のための設備投資を促進し二酸化炭素の排出削減を推進することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資を行う金融機関に対し、その利子の軽減を目的とする給付金（以下「利子補給金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 利子補給金の交付対象等

（1）交付の対象となる融資

利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる融資とし、補助事業者は、当該融資の開始の日から3年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで）の間であって、（3）に定める単位期間に生じる利子のうち、（3）に基づいて算定した額を上限として、補助金の範囲内において利子補給金を交付する。

① 次に掲げる要件の全てを満たす融資（以下「新規融資」という。）。

ア 別紙に定める環境配慮型融資であること。

イ （2）に定める指定金融機関が幹事となり、他の金融機関と協調して一つの融資契約書に基づいて行う融資（以下「シンジケートローン」という。）であって、当該シンジケートローンに参加する他の金融機関に対し、指定金融機関が環境配慮型融資に係る知見の提供等を行う融資であること。

ウ 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であって、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が30億円であるもの。ただし、当該融資額に算入できるのは、指定金融機関の融資額のほか、シンジケートローンに参加する他の金融機関のうち、環境配慮型融資を商品化している金融機関の融資額に限る。

エ 次のいずれかを指定金融機関に対して誓約する事業者を対象とする融資であること。この場合において、誓約に係る単位年度（以下「誓約単位年度」という。）は、補助事業者が別に定めるところにより起算するものとする。

- (i) 誓約単位年度3年度の間に、二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を3%以上改善すること。
 - (ii) 誓約単位年度3年度の間に、二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。
 - (iii) 誓約単位年度5年度の間に、二酸化炭素排出原単位を5%以上改善すること。
 - (iv) 誓約単位年度5年度の間に、二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。
- オ 平成28年3月までの範囲において補助事業者が定める期日までに融資の開始の日が設定されていること。
- カ 平成29年3月31日までに工事が完了するもの。

② 環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱（平成21年3月3日付け環政経発第090303003号）に基づく利子補給事業又は環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境配慮型融資促進利子補給基金）交付要綱（平成25年4月23日付け環政経発第1304233号）に基づく環境配慮型融資促進利子補給金交付事業の対象として、平成26年度に、環境省又は公益財団法人日本環境協会から利子補給金の交付を受けた融資（以下「継続融資」という。）。

(2) 利子補給金の交付の申請者

利子補給金の交付を申請できる者は、交付要綱第2条第1号に掲げる金融機関のうち、その申請に基づき、補助事業者が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。

(3) 利子補給金の交付額の算定方法

利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

C 新規融資：1%

継続融資：平成26年度の交付決定時に用いた数値

単位期間 平成27年3月11日から平成27年9月10日までの期間及び平成27年9月11日から平成28年3月10日までの期間。ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日

の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 指定金融機関の公募及び周知

イ 指定金融機関の採択に関する審査基準の作成等及び審査

ウ 利子補給金の交付（交付申請書の審査から利子補給金の支払までを含む。）

エ 指定金融機関の指導監督

オ 指定金融機関等からの利子補給に関する問い合わせ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第15条の利子補給金の交付手続き等に係る交付規程は、交付要綱第5条から第14条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 指定金融機関の採択及び利子補給金の交付

- ① 補助事業者は、指定金融機関の採択を行うため、指定金融機関の公募要領及び審査基準を環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）の承認を受けて作成するものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき指定金融機関の採択を行う。
- ③ 指定金融機関の採択は、総合環境政策局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、指定金融機関から利子補給金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、指定金融機関に通知するものとする。

(7) 指定金融機関の指導監督

- ① 補助事業者は、交付対象融資の実施状況を把握し、指定金融機関に対して交付対象融資の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣（以下「大臣」という。）に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、交付対象融資の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、指定金融機関に対して必要な改善を指導するものとする。

(8) 指定金融機関からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、指定金融機関から利子補給金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第4 指定金融機関による事業報告書等の提出

(1) 補助事業者は、新規融資を行う指定金融機関に対して、誓約期間中における各年度の二酸化炭素削減効果等に関する事業報告書等を補助事業者（後年度においては当該年度に補助金の交付の決定を受けた者）に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

(2) 補助事業者は、継続融資を行った指定金融機関から、二酸化炭素削減効果等に関する事業報告書等の提出を受け、その内容を確認し、正当な理由なく、事業者が当該継続融資時の誓約の内容を達成していないと認めるときは、指定金融機関に対し、利子補給金の返還を求めるものとする。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成 年 月 日から施行する。

別紙

利子補給の対象となる環境配慮型融資とは、「経営全般事項」「事業関連事項」「環境パフォーマンス事項」の3事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を変更する融資制度をいう。3事項の具体的な内容は、以下に掲げる項目とする。

1. 経営全般事項

- ①コーポレートガバナンス
- ②コンプライアンス
- ③リスクマネジメント
- ④パートナーシップ
- ⑤従業員への環境教育
- ⑥情報開示

2. 事業関連事項

- ①設備投資
- ②製品・サービス
- ③サプライチェーンにおける環境配慮
- ④リサイクル対策

3. 環境パフォーマンス事項

- ①地球温暖化対策
- ②資源有効利用対策
- ③水資源対策
- ④大気汚染対策
- ⑤化学物質対策
- ⑥生物多様性対策